

令和3年度第1回長野県契約審議会次第（Web会議）

日時 令和3年（2021年）6月3日（木）
午後1時30分から3時30分まで
場所 本館棟3階 特別会議室（事務局）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 取組方針の変更（案）

ウ 令和4・5・6年度 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務の入札参加資格

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請

における審査項目等の見直し

【取組番号 20.74 等】

(イ) 建設工事等の入札参加資格申請における審査項目等の見直し

【取組番号 21.71 等】

(ウ) 森林整備業務の入札参加資格申請における審査項目等の見直し

【取組番号 20.21 等】

(2) 報告事項

ア 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

【取組番号 14】

イ 説明請求審査部会の審議結果

【取組番号 2-2】

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 . . . 資料1 (P 1)
- イ 取組方針の変更 (案) . . . 資料2 (P 2)
- ウ 令和4・5・6年度 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務の入札参加資格
- (ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格
 申請における審査項目等の見直し . . . 資料3 (P10)
- (イ) 建設工事等の入札参加資格申請における審査項目等の見直し . . . 資料4 (P12)
- (ウ) 森林整備業務の入札参加資格申請における審査項目等の見直し . . . 資料5 (P14)

報告事項

- ア 会計局調査 (公正入札調査委員会) の結果 . . . 資料6 (P16)
- イ 説明請求審査部会の審議結果 . . . 資料7 (P17)

令和3年度第1回長野県契約審議会（6月3日（木）開催）

長野県契約審議会委員名簿

（任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで）

（敬称略、五十音順）

| 氏名 | 経歴・役職等 | 備考 |
|-----------------------|--|----|
| あい ざわ ひさ こ 相 澤 久 子 | 公認会計士 | 出席 |
| あき ば よし え 秋 葉 芳 江 | 長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター チーフキュレーター | 出席 |
| うす い みつ あき 碓 井 光 明 | 東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授 | 出席 |
| おく はら みどり 奥 原 みどり | 一級建築士 | 出席 |
| きの した しゅう 木 下 修 | 一般社団法人長野県建設業協会会長 | 出席 |
| た むら しげる 田 村 秀 | 長野県立大学グローバルマネジメント学部教授 | 出席 |
| なか しま み か 中 島 実 香 | 弁護士 | 出席 |
| にし むら なお こ 西 村 直 子 | 信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授 | |
| ほり こし みち よ 堀 越 倫 世 | 税理士 | 出席 |
| もり しゅん や 森 俊 也 | 長野大学企業情報学部教授 | |
| ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正 | 自治労長野県本部副中央執行委員長 | 出席 |
| よし の よう いち 吉 野 洋 一 | 一般財団法人首都高速道路協会理事 | 出席 |

前回審議会の主な意見 [令和2年度第4回契約審議会(2月4日)]

資料1

| 項 目 | 取組番号 | 委員 | 意見の要旨 | 回答・対応案等 | |
|------------------------|------------|------|---|---|--|
| 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行 | — | 森委員 | 「JV構成員による連携、相互支援」に関し、例えばその業者に足りないところがあり、これをサポートしてほしい場合に、他の業者が補うようなことも実際生まれているのか。 | 機械やオペレーターの不足を各社で補い合うなど、JV構成員による連携、相互支援が行われ、効率的な運用が実際行われています。 | |
| | | 吉野委員 | 令和4年度から実施として1年余裕を持たせた趣旨は、周知期間が必要ということか。 | 令和3年度末において、現在、複数年継続契約を実施している多くのブロックで契約の満期を迎えること、また、試行の周知及び試行ブロックの検討に必要な期間を考慮し、令和4年度からの実施としています。 | |
| | | 奥原委員 | JVとの工事の契約で、県からの請負者はJVの代表者になるとして、実際に施工した業者に適切な支払いがされるか。 | JVは構成員全員からなる運営委員会を設置し、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとなっています。 | |
| | | 碓井会長 | 年間の支払金額については、補修の状況により変動があり、どれだけ補修が必要かは不確実な面があるところ、価格提案はどんな方法で行い、実際の支払額はどうなっているのか。 | 発注者側で推定業務量を提示したうえで、価格提案をしていただいています。実際の支払いについては、人件費や材料費等の実費の請求に対し、工事毎、支払いをしています。 | |
| 取組方針の変更(素案) | — | 湯本委員 | 取組方針75番に関し、賃金水準に対する新型コロナウイルス感染症の影響の有無はあったのか。また、建設現場で働く労働者の賃金に係る実態調査を行う必要があるのではないのか。 | 国土交通省が行う「公共工事労務費調査」を基に設定される「公共設計労務費単価」の動向が賃金水準の指標となるが、公表が3月1日であり前回審議会時点では新型コロナウイルス感染症の影響は不明でありました。 その後、公共設計労務費単価が示され、本県は対前年度比+1.3%の伸び率(全国: +1.2%)となったものの、約3割(全国: 約4割)の単価が前年を下回り、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されることから、前年度を下回った単価は、前年度に据え置く特例措置が実施されたところと見られます。 また、建設現場の労働賃金水準については、標準見積書や建設キャリアアップシステムの活用促進など処遇改善に向けた施策が浸透することにより、賃金向上に繋がると考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で賃金水準低下も懸念されることからその動向を注視し、必要に応じ賃金実態調査について、受注者・発注者に負担とならない形で検討してまいります。 | |
| | | 森委員 | 取組方針75-1、75-2番に関し、総合評価落札方式や入札参加資格の審査項目に盛り込むに当たり、その基準となるものがあるのか。 | 令和元年度に「新・担い手3法」(品確法、入契法、建設業法)が改正され、建設業の働き方改革の推進に資する方策を講じることが努力義務化されました。これを背景に、働き方改革の取組及び生産性向上への取組を推進することを取組方針へ盛り込むものです。 | |
| 入札参加資格 | 資格付与期間の見直し | 20 | 田村委員 | 再審査は業者にとって利益となるため、1年ごとではなく随時に実施できないか。 | 申請受付期間を設けず随時となると、審査基準日の取扱が不明確になり、その証明が複雑化することが予想され、受注者・発注者ともに事務量が増えることから、随時審査は困難と考えております。なお、電子化に向けての検討を始めたところでございます。 |
| | 審査項目等の見直し | 2074 | 秋葉委員 | 現在、長野県が先駆けて実施しているSDGs登録制度について、国の動向を踏まえ、認証制度に移行するような動きも出てくると思うが、そのような変化に対して事業者の評価など柔軟に対応する方向で考えているか。 | 国の動向や、事業者にとってのメリットなどを踏まえながら、認証制度やビジネスマッチングの機会創出、融資制度の優遇等、いろいろな形での支援について総合的に検討し、取り組んでいきたいと考えております。 |
| | | | 湯本委員 | 経営に関する項目の見直しの中で、「資本金」を「純資産」に変更するとあるが、「キャッシュフロー」に変更する方が適切ではないか。 | キャッシュフローは企業が保有する現金等を把握する重要な指標だと考えられますが、企業の規模を一律に評価するための指標としては純資産がより適切だと考えております。また、キャッシュフロー計算書は多くの中小企業では作成していないため、採用した場合は申請者の負担増に繋がるのではないかと考えております。 |

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

取組方針の変更（案）

1 趣 旨

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成26年に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

取組方針について、長野県が重点目標に掲げているSDGs、ゼロカーボンなど新たな視点に基づいた取組項目を追加するなどの変更を行う。

2 今回変更にあたっての考え方

- (1) 基本理念の基本事項を変更
- (2) 取組方針の実施状況の整理
- (3) 変更する取組内容
 - ・ 入札方式の変更を反映させる
 - ・ 入札方式の運用に関する変更を反映させる
- (4) 追加する取組内容
 - ・ 新たな視点に基づく項目を追加

3 スケジュール

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | |
|--------------|------------------|----|-------|----|-------------|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| 契約審議会 | ○ 変更素案の審議 | | | | ○ 変更案の審議 |
| 取組方針 変更作業 | 変更素案の修正、関係部局との調整 | | | | 取組方針変更公表 |

(1) 基本理念の基本事項を変更

基本 理念 3

契約内容への配慮

県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを旨とする。



県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、**SDGsなどを踏まえた**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを旨とする。

- ①地域における雇用の確保が図られること
- ②県産品の利用が図られること
- ③県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること
- ④県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること
- ⑤事業者の有する専門的な技術の継承が図られること
- ⑥その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること

基本 理念 4

事業者の社会貢献活動への配慮

県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、事業者に係る次の事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを旨とする。

- ①県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること

- ②環境に配慮した事業活動を行っていること



- ②**ゼロカーボンなど**環境に配慮した事業活動を行っていること

- ③障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- ④男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること
- ⑤その他社会貢献活動を行っていること

(2) 取組方針の実施状況の整理

| 取組方針 | 取組項目 | 取 組 方 針 | |
|---------|------|-------------|-------------|
| | | □既に実施している取組 | ○今後検討を進める取組 |
| H26 策定時 | 8 9 | 4 7 | 4 2 |
| R2 時点 | 9 1 | 7 1 | 2 0 |



| 取組方針 | 取組項目 | □既に実施して | ○着手しているが | △今後検討を |
|------------|------|---------|----------------|--------|
| | | いる取組 | 更に検討を要す る取組 | 進める取組 |
| (参考) R2 時点 | 9 1 | 7 3 | 1 6 | 2 |
| 今回変更 | 9 6 | 7 9 | 1 3 | 4 |

(3) 変更する取組内容

・ 入札方式の変更を反映させる

53：削除（建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】）

61：建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。

【入札方式】

・ 入札方式の運用に関する変更を反映させる

75-1：建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】

75-2：建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】

(4) 追加する取組内容

・ 新たな視点に基づく項目を追加

90：県の契約において、入札参加資格の審査項目で長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】

91：県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】

92：県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画書制度などの取組を評価する【参加資格】

実施状況の凡例の変更

現行

変更後

- : 既に実施している取組
○ : 今後、検討を進める取組



- : 既に実施している取組
○ : 着手しているが更に検討を要する取組
△ : 今後、検討を進める取組

取組方針 現行と変更案の対比表

■ : 変更部分

| 効果 (行政 目的) | 現行 | | | 変更案 | | | 変更箇所説明 |
|------------------|----------|----------|---|-------------|----------|---|-------------------------------|
| | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | |
| 2-1 | ○ | 16 | 建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を研究する。【入札方式】 | □ | 16 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |
| 2-1 | ○ | 17 | 削除（建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】） | ○ ↓ □ | 17 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |
| 3-2 | ○ | 43 | 県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】 | □ | 43 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |
| 3-3 | □ | 53 | 建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】 | □ | 53 | 削除（建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】） | 令和元年8月から総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）へ移行 |
| 3-3 | ○ | 55 | 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。【入札方式】 | □ | 55 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |
| 4-1 | ○ | 75 | 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】 | □ | 75 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |
| 4-4 | ○ | 83 | 建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。（一部実施済み）【参加資格】 | □ | 83 | | ○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組 |

(参考)

| | | | | | | | |
|-----|--|--|--|---|------|---|--------------------------------|
| 4-1 | | | | ○ | 75-1 | 建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】 | 総合評価落札方式の加点項目において様々な取組について評価する |
| 4-1 | | | | ○ | 75-2 | 建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】 | 入札参加資格の審査項目において様々な取組を評価する |

実施状況の凡例の変更

現行

変更後

- : 既に実施している取組
○ : 今後、検討を進める取組



- : 既に実施している取組
○ : 着手しているが更に検討を要する取組
△ : 今後、検討を進める取組

取組方針 現行と変更案の対比表

■ : 変更部分

| 効果 (行政 目的) | 現行 | | | 変更案 | | | 変更箇所説明 |
|------------------|----------|----------|--|----------|----------|---|-------------------------------------|
| | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | |
| 1-1 | ○ | 3 | 県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】 | ○ | 3 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 1-2 | ○ | 7 | 「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】 | ○ | 7 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 1-2 | ○ | 8 | 「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み) 【その他】 | ○ | 8 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 1-2 | ○ | 10 | 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み) 【全般】 | ○ | 10 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 2-1 | ○ | 18 | 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み) 【入札方式】 | ○ | 18 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 2-1 | ○ | 19 | 印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】 | ○ | 19 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 2-2 | ○ | 27 | 「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中) 【入札方式】 | ○ | 27 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 2-2 | ○ | 28 | 「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み) 【その他】 | ○ | 28 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 3-1 | ○ | 37 | 「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み) 【その他】 | ○ | 37 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 3-2 | ○ | 42 | 県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】 | ○ | 42 | | ○今後、検討を進める取組 →○着手しているが更に検討を要する取組 |
| 3-4 | ○ | 61 | 建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】 | ○ | 61 | 建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】 | 受注希望型競争入札に限定せず、迅速な対応が可能となる入札制度等を追加 |
| 4-1 | | | | ○ | 75-1 | 建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】 | 総合評価落札方式の加点項目において様々な取組について評価する |
| 4-1 | | | | ○ | 75-2 | 建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】 | 入札参加資格の審査項目において様々な取組を評価する |

実施状況の凡例の変更

現行

変更後

- : 既に実施している取組
○ : 今後、検討を進める取組



- : 既に実施している取組
○ : 着手しているが更に検討を要する取組
△ : 今後、検討を進める取組

取組方針 現行と変更案の対比表

■ : 変更部分

| 効果 (行政 目的) | 現行 | | | 変更案 | | | 変更箇所説明 |
|------------------|----------|----------|--|----------|----------|--|-----------------------------|
| | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | 実施 状況 | 取組 番号 | 取組内容 | |
| 3-3 | ○ | 52 | 建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】 | △ | 52 | | ○今後、検討を進める取組 →△今後、着手する取組 |
| 3-6 | | | | △ | 90 | 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】 | SDGs推進に関する取組の追加 |
| 3-6 | | | | △ | 91 | 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル宣言登録などの取組を評価する【参加資格】 ↓ 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、 エシカル消費推進 の取組を評価する【参加資格】 | エシカル消費推進に関する取組の追加 |
| 4-2 | | | | △ | 92 | 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の温室効果ガスの排出削減への取組を評価する【参加資格】 ↓ 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、 事業活動温暖化対策計画書制度 などの取組を評価する【参加資格】 | ゼロカーボン推進に関する取組の追加 |
| 4-2 | | | | △ | 93 | 県の契約において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の再生可能エネルギー利用への取組を評価する【参加資格】 ↓ 同上 | |

【取組番号 90】長野県SDGs推進企業登録制度について

1. 制度背景

長野県では、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」(H30～R3)にSDGsの理念を反映し、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」(=「誰一人取り残さない」「持続可能な地域・社会」)の実現を目指しており、令和元年度に「長野県SDGs推進企業登録制度」を創設し、登録企業を募集しています。

2. 制度概要

- ① 対象者：長野県内に本社又は支社等を有し、県内における事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主
- ② 登録要件
 - 要件1：「環境・社会・経済」分野の各項目の重点的な取組を目標設定とともに宣言
 - 要件2：SDGsとひも付けた42の具体的な項目を提示し、項目ごとに企業等の取組を記載
- ③ 登録後の進捗管理
 - ・毎年1回以上、取組内容を確認し、新たな取組の追加・変更等を含めて県に報告
 - ・登録は3年期限の更新制
- ④ 登録の時期：4半期ごと（登録時期は毎年4・7・10・1月末）

3. 登録状況

| | 登録企業者数 | |
|-----------|--------|-------|
| | | うち建設業 |
| R1 | 232 | 46 |
| R2 | 421 | 119 |
| R3（4月末時点） | 143 | 54 |
| 計 | 796 | 219 |

目標登録企業者数：1,000社

4. 入札参加資格への導入

| | R3 | | | | | | | | | |
|------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 登録制度 | ←→ | | | ○ | ←→ | | | ○ | | |
| 建設工事 | | | | | | | ←→ | | | |
| 森林整備 | | | | | | | ←→ | | | |
| 物品調達 | | | | | | ←→ | | | | |

R4～R6
資格付与

<凡例> 申請期間：←→、登録日：○

【取組番号 92】 事業活動温暖化対策計画書制度について

1. 制度背景

長野県では、2050年度（令和32年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、持続可能な脱炭素社会づくりを推進することを期して、長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）を制定した。また、長野県地球温暖化対策条例においても事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、事業活動温暖化対策計画の提出を義務付け、エネルギーの効率的な使用や環境負荷を低減する事業活動の推進に取り組んでいる。

2. 制度概要

- ① 対象者：【義務】 県内事業所の①原油換算エネルギー使用量 1,500kl/年以上
 - ②その他ガス※の排出量合計が 3,000t-CO₂/年以上
 - ③200台以上の自動車を使用（県内に限る）

【任意】 上記に該当しない事業者

- ② 最大3ヵ年の温室効果ガスの排出抑制に係る計画を作成（公表）
- ③ 計画期間中の取組実績等について毎年度報告書を作成（公表）

※エネルギー（電気やガス等）の使用に伴って排出される二酸化炭素を除く温室効果ガス

（例；廃棄物の焼却により排出される二酸化炭素、半導体の表面加工に使用される三フッ化窒素）

3. 提出状況（第3次計画；計画期間 R2～R4）

| | 【義務】 | 【任意】 |
|--------|------|------|
| 提出事業者数 | 310 | 1 |

任意提出事業者の拡大を図る

4. 入札参加資格への導入

- ・ 第4次計画（計画期間 R5～R7）提出事業者への導入について、関係課と調整を図る。

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格 申請における審査項目等の見直し

【取組番号 20、74 等】

1 入札参加資格の見直し

(1) 資格付与期間の変更

資格付与期間を2年から3年に変更し、1年ごとに再審査を実施

現在定期審査を2年ごとに行い、期間中は等級を変更できない制度となっているものを、3年ごとに審査を行い、希望者に対しては、1年ごと等級変更のための再審査の機会を設けます。

随時申請の受付は今までどおり実施します。

| 付与期間 | 審査種類 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|--------------|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 現行 (2年間) | 定期審査 | ● | ←→ | | ● | ←→ | | ● |
| | 随時申請 | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |
| 変更後 (3年間) | 定期審査 | ● | ←→ | | ←→ | | ←→ | |
| | 再審査 | | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| | 随時申請 | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |

●：定期審査 ◎：再審査 ←→：付与期間 ←→：随時申請受付期間

(2) 経営に関する審査項目の変更

① 審査項目の「資本金の額」を「純資産の額」に変更

「経営に関する項目」において「資本の額」に関する項目として採用している「資本金」を「純資産」に変更します。これにより、「経営の規模」をより適切に把握します。

配点は、現行の資本金と同じ3～15点の5段階とします。

審査項目

[現行]

| 審査項目 | 点数の構成比 | |
|-------|--------|----------------|
| | 製造の請負 | 物件の買入れ ・その他 |
| 営業年数 | 5/115 | 5/100 |
| 従業員数 | 10/115 | 10/100 |
| 資本金 | 15/115 | 15/100 |
| 年間売上高 | 60/115 | 60/100 |
| 流動比率 | 10/115 | 10/100 |
| 製造設備額 | 15/115 | |

[変更後]

| 審査項目 | 点数の構成比 | |
|-------|--------|----------------|
| | 製造の請負 | 物件の買入れ ・その他 |
| 営業年数 | 5/115 | 5/100 |
| 従業員数 | 10/115 | 10/100 |
| 純資産 | 15/115 | 15/100 |
| 年間売上高 | 60/115 | 60/100 |
| 流動比率 | 10/115 | 10/100 |
| 製造設備額 | 15/115 | |

② 確認書類の「申請日直前の決算」を「申請日直前の過去2事業年度のうちのいずれかの決算」に変更

決算の数値により確認している年間売上高、流動比率、純資産額、製造設備額について、現在「申請時点の直前の事業年度」の決算書を求めています。過去2事業年度のうちのいずれか1事業年度を審査対象とし、企業の実態に沿った評価を可能とします。

(3) 信州企業評価項目の追加

加点点項目に「SDGs」の取組みを追加

県が推進している「SDGs」を信州企業評価項目に追加し、「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録した事業者に対し、点数「2」を付加します。

追加後の信州企業評価項目の評価点数

| 加点点項目 | 審査対象となる取組 | 点数 |
|--------|--------------------------|----|
| 品質確保 | ISO9000シリーズの認証取得 | 2 |
| 環境配慮 | ISO14000シリーズ等、公的な環境認証の取得 | 2 |
| 障がい者雇用 | 障がい者の法定雇用率達成（法定義務者） | 2 |
| | 障がい者の雇用（雇用義務のない者） | |
| 労働環境 | 女性活躍推進法行動計画（法定義務者を除く） | 1 |
| | 次世代育成支援法行動計画（法定義務者を除く） | 1 |
| | 「社員の子育て応援宣言！」の登録 | 1 |
| | 育児・介護休業の取得実績（直近4年）あり | 1 |
| | 職場いきいきアドバンスカンパニー認証 | |
| 地域貢献 | 消防団協力事業所表示制度の認定 | 2 |
| SDGs | 「長野県SDGs推進企業登録証」の登録 | 2 |
| 合計 | | 14 |

信州企業評価項目とは

経営に関する審査項目等に加えて、長野県内に本店を有する業者の品質確保や環境対策など社会的責任を果たす取組を評価し、県独自に加点点するもの。加点点する取組は、県の契約に関する条例の取組方針に基づくものであるとともに、公平・公正な審査のため、業種を問わず多様な業者が取組可能なもの、公的な承認制度等により客観的な取組証明が得られるもの等を考慮して定めている。

2 パブリックコメントの結果

令和3年3月22日から4月22日まで今回の見直しについてパブリックコメントを行ったところ、寄せられた意見はありませんでした。

3 スケジュール

| 年度 | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | 令和4年度 | |
|--------------------|--------|------|-------|----|----|----|-------|-----|-----|--------|----|----|-------|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| パブリックコメント | ★ 3/22 | 4/22 | | | | | | | | | | | | |
| 第1回契約審議会 | | | ★ 6/3 | | | | | | | | | | | |
| 周知・案内（県報公告、HP、はがき） | | | | | | | ★ 10月 | | | 12月～1月 | | | | |
| 申請期間 | | | | | | | | | | | | | | |
| 資格付与 | | | | | | | | | | | | | ★ 4/1 | |

建設工事等の入札参加資格申請における審査項目等の見直し

【取組番号 21、71 等】

1 資格付与期間の変更

資格付与期間を2年から3年に変更し、継続して1年ごとに再審査を実施（日程は次のとおり）

令和4年度からの建設工事等入札参加資格における日程

略号【全：全業者 新：新規 業：業種追加 営：営業所追加 再：経営事項審査と新客観点数の再審査】

| 年 | R3年 | | | | | R4年 | | | | | R5年 | | | | | R6年 | | | | | R7年 | | | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------|----|----|---|---|------------------|---|---|---|---|------------------|---|----|----|----|------------------|---|---|---|---|--------------|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 月 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 定期審査 対象【全】 | 審査基準日 R3.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（3年間） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R4 追加審査対象 【新 業 営】 | 審査基準日 R3.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（2年6か月間） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R5 中間審査対象 【再 新 業 営】 | | | | | | 審査基準日 R4.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（2年間） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R5 追加審査対象 【新 業 営】 | | | | | | 審査基準日 R4.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（1年6か月間） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R6 中間審査対象 【再 新 業 営】 | | | | | | | | | | | 審査基準日 R5.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（1年間） | | | | | | | | | | | |
| R6 追加審査対象 【新 業 営】 | | | | | | | | | | | 審査基準日 R5.10.1 | | | | | 受付 | | | | | 資格有効期間（6か月間） | | | | | | | | | | | |
| R7 定期審査 対象【全】 | | | | | | | | | | | | | | | | 審査基準日 R6.10.1 | | | | | 受付 | | | | | | | | | | | |

R7・8・9の切替

2 建設工事における新客観点数の加点項目の内容変更

(1) 加点項目の追加

① 持続可能な開発目標（SDGs）を追加

申請日

審査基準日に「長野県 SDGs 推進企業登録制度」に登録のある事業者に対し、10点を加点

② 建設キャリアアップシステム（CCUS）を追加

- 審査基準日に CCUS の事業者情報の登録が完了している事業者に対し、10点を加点
- CCUS 事業者情報の登録が完了し、自社で雇用している技能労働者のうち、審査基準日に技能労働者登録が完了している割合に応じて加点
(10%以上 50%未満で1点、50%以上 80%未満で3点、80%以上で5点)

③ 技能労働者の月給制の導入を追加

審査基準日に技能労働者のうち、月給制を導入している技能労働者の割合に応じて加点
(50%以上 80%未満で6点、80%以上で10点)

(2) 項目内容の変更

- 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認証の対象について、中小企業向けのコンパクトコスモスを明記
- 職場いきいきアドバンスカンパニーの認証について、申請日時点において認証を受けている場合に加点としていたが、審査基準日において認証を受けている場合に加点とする

3 パブリックコメントの結果

令和3年3月30日から4月30日まで今回の見直しについてパブリックコメントを行ったところ、寄せられた意見はありませんでした。

新客観点数の加内容の改正

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

| | | 令和4年度以降 | 令和元・2・3年度 |
|-------------|---|--|--|
| | | 経審の総合評価値 25%上限 | 経審の総合評価値 25%上限 |
| 工事成績 | 工事成績 | (変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5 | 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5 |
| | 表彰等 | (変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加算の対象とする。 | 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加算の対象とする。 |
| 技術力 | 民間資格 | (変更なし) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点) | 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点) |
| | 指名停止・入札参加停止 | (変更なし) 基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。) | 基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。) |
| | 新技術登録 | (変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加算。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加算可。但しNETIS登録の加算対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加算は不可。上限10点) | 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加算。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加算可。但しNETIS登録の加算対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加算は不可。上限10点) |
| 経営意欲 | 環境配慮 | (変更なし) ・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点 | ・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点 |
| | 労働環境 | (加算項目の追加、一部改正) ・基準日直前4年間における新規卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS (NEW COHSMS, Compact COHSMS))の認証取得:15点 【改正】 ・基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって 基準日申請日 において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) 【改正】 ・基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 ・ 基準日において建設キャリアアップシステム(CGUS)を導入している場合:事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点 【追加】 ・ 基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合:技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 【追加】 | ・基準日直前4年間における新規卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 ・基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって 申請日 において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) ・申請日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 |
| | SDGs | (加算項目の追加) ・ 申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録:10点 【追加】 | |
| 合併等 | (変更なし) 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。) | 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。) | |
| 地域貢献 | 地域貢献 | (変更なし) ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点 | ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点 |
| | 労働福祉 | (変更なし) ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点 | ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点 |

森林整備業務の入札参加資格申請における審査項目等の見直し

【取組番号 20、21】

1 入札参加資格の見直し

(1) 資格付与期間の変更

資格付与期間を2年から3年に変更し、1年ごとに再審査を実施。

現在定期審査を2年ごとに行い、期間中は等級を変更できない制度となっているものを、3年ごとに審査を行い、希望者に対しては、1年ごと等級変更のための再審査の機会を設けます。

随時申請の受付は今までどおり実施します。

| 付与期間 | 審査種類 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|--------------|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 現行 (2年間) | 定期審査 | ● | ←→ | | ←→ | | ←→ | |
| | 随時申請 | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |
| 変更後 (3年間) | 定期審査 | ● | ←→ | | ● | ←→ | | ● |
| | 再審査 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | 随時申請 | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ |

●：定期審査 ○：再審査 ←→(緑)：付与期間 ←→(黄)：随時申請受付期間

(2) 新客観的事項の追加

加点項目に県が推進している「SDGs」を追加し、「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録した事業者に10点付加します。

新客観的事項とは

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」を点数化。(算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点。)

2 入札参加資格見直しに係る意見聴取結果

令和3年3月29日長野県森林組合連合会、令和3年4月2日長野県木材協同組合連合会に説明し、意見を伺った結果、異議はありませんでした。

森林整備業務における資格総合点数

| ＜客観的事項＞ | | |
|-------------------------|--|--------------------------------------|
| 総合評定値の算出 | | 「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7 |
| 完成工事高評点 (森林整備工事実績) | 資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の平均金額により評点算出テーブルから算出する。 ※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務 ※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高 | |
| 技術職員の数の点数 | 資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出する。 ※1 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1 | |
| ＜新客観的事項＞ | | |
| 客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点 | | |
| 経営基盤 | ・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点 | |
| 直営能力 | ・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加点 集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラップル:3点/台 高性能林業機械:5点/台 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る 本項目全体で上限30点 | |
| 労働福祉 | ・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に参加している場合:20点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る) | |
| 労働安全 | ・林災協に参加している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合:20点 | |
| 労働災害 | ・資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点 | |
| 労働環境 | ・資格審査基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業 4週5休(又は年間休日82日~93日):3点 4週6休(又は年間休日94日~119日):5点 4週8休(又は年間休日120日以上):10点 | |
| 信用状態 | ・資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ) | |
| 追加 | SDGs | 申請日 ・審査基準日において「長野県SDGs推進企業登録」:10点 |

会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

【取組番号 14】

1 談合情報に関する対応

- (1) 長野県では平成15年度に、建設工事及び建設工事に係る委託についての入札談合等に関する情報を把握した際に、的確な処理を行うため「建設工事等談合情報対応マニュアル」を策定した。
- (2) 同年度に会計局に談合調査担当を組織し、事案が発生した場合の対応を行っている。
- (3) 「長野県の契約に関する取組方針」に基づき建設工事等以外の契約にも対応するため、「建設工事等談合情報対応マニュアル」を見直し、平成28年度から「長野県談合情報対応要領」により実施している。

2 会計局調査（公正入札調査委員会）について

- (1) 発注機関は「長野県談合情報対応要領」に基づき、談合情報について調査し、会計局調査の必要性を判断する。
- (2) 会計局調査が必要と判断された場合、会計局で調査を行い、結果について「公正入札調査委員会」で審議する。
- (3) 「公正入札調査委員会」は、会計局長を委員長として、当該発注機関の長、当該発注機関を担当する会計センター所長、会計局契約・検査課長等の委員により構成される。
- (4) 審議された結果を受け、入札談合を疑うに足る事実を確認した場合は、捜査機関や県人事所管課へ通報する。
- (5) 会計局長は、「談合情報調査結果通知書」により審議結果を発注機関へ送付する。
- (6) 発注機関は、「談合情報調査結果通知書」を受け、調査結果に応じた措置を講じる。
(例 ・全応札者に誓約書の提出を求め落札者を決定し契約を締結、入札等の中止、落札者の取り消し など)

3 令和3年度における会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

| 実施日 | 発注機関名 | 業種 | 調査概要 | 調査結果 |
|---------------|-----------------|------------|--|----------------------------|
| 令和3年 4月20日 | 北信 建設 事務所 | 土木一 式工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札経過書の分析 ・入札時提出書類の分析 ・入札参加者への聴取 | 入札談合を疑う 事実を確認でき なかった |

説明請求審査部会の審議結果

【取組番号 2-2】

再苦情申立て1件について、知事から諮問を受け、長野県契約審議会説明請求審査部会を開催し、審議しました。

1 開催内容

| | |
|-----------|----------------------------|
| 開催日時 | 令和3年1月25日（月） 午後2時から3時30分まで |
| 審議事項 | 除雪業務に係る入札手続に関する再苦情申立て 1件 |
| 審議内容 | 再苦情申立者及び発注者からの事情聴取並びに答申の審議 |
| 発注機関の地域 | 長野地域 |
| 事業担当部 | 建設部 |
| 再苦情申立ての要旨 | 落札決定が取り消されたことに対する具体的な理由の説明 |

2 審議結果

審議会規則第5条第6項及び平成26年度第1回契約審議会の議決により、部会の決議をもって審議会の決議とし、以下のとおり知事に答申しました。

| | |
|-------|---|
| 答申日 | 令和3年2月5日（金） |
| 答申の概要 | <p>今回実施した事情聴取により、当該業務のスノーポール設置・撤去に関し、9月1日適用単価で積算すべきところ、10月1日適用単価で積算したことによる誤りであったとする具体的な理由が説明され、当事者間で一定の理解が図られた。</p> <p>なお、当該誤りは、発注者の人為的な誤りによるものであり、落札決定の取消しという重大な事案に至ったことから、発注者は、今後の入札事務に当たっては同様の誤りが発生しないよう、複数人による確認の徹底など再発防止に努められたい。</p> |